

神戸市旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第53号

神戸市旅館業法施行細則の一部を改正する規則

神戸市旅館業法施行細則（昭和60年3月規則第66号）の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

<p>旅 館 業 営 業 許 可 申 請 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>神戸市保健所長 宛</p> <p>旅館業法第3条第1項による許可を受けたいので申請します。</p>	
申請者住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	電話（ ） -
申請者氏名及び生年月日（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）	-----年 月 日生
営業施設の所在地	電話（ ） -
営業施設の名称	
営業の種別	<input type="checkbox"/> 旅館・ホテル営業 <input type="checkbox"/> 簡易宿所営業 <input type="checkbox"/> 下宿営業

1 記入上の注意

(1) この申請書は、本人又はその代理人が記入するものです。

(2) 申請者は、太線枠内のみ記入してください。

2 添付書類

営業施設の構造設備を明らかにする図面（法人にあっては、定款又は寄附行為の写し及び営業施設の構造設備を明らかにする図面）。

構造の概要(旅館・ホテル営業)	施設	構造	施設は、玄関、客室その他宿泊者等の用途に供する施設を一体的に管理することができる構造であること。	適・不適
			共同住宅の一部で旅館業を営む場合にあっては宿泊者の区画と共同住宅の住民の区画とを明確にすること。	適・不適
			旅館業を営む者が当該共同住宅の共用部分であって、かつ、宿泊者が使用できる部分の管理を行うことができる。	可・不可
	排水設備	有 () ・無		
	施設の外壁、屋根等の外観の形状、色彩等	別添 立面図 のとおり		
	施設の外部の広告物	別添 立面図 のとおり		
	給水設備	上水道 [受水槽 有 (t) ・無]	飲用 [適・不適]	
		その他 []	別添書類のとおり	
	寝具類の保管設備	客室外の適当な場所に、当該施設の規模及び収容人員に 応じた量の寝具類を衛生的に保管することができ る保管室又はこれに類する収納設備を有すること。	設置場所 有 [] ・無	
	駐車施設、玄関帳場及び個々の客室の位置関係	駐車施設から玄関帳場を経由せず直接個々の客室へ出入りすることのできる構造でないこと。	別添平面図 のとおり	
		設置場所	宿泊者等の出入りを直接確認できる場所に設けられていること。	
	設置箇所数	1施設につき1箇所とすること。ただし、当該施設の規模その他の事情を考慮して、宿泊者等の出入りを直接確認する上で支障がないと認められる場合は、この限りでない。	() 箇所	
	見通し	玄関帳場及びその周囲には、宿泊者等の出入りを容易に見通すことができなくなるようなカーテン、囲い等が設けられていないこと。	別添展開図 のとおり	
		受付台		玄関帳場の受付台は、事務を執るのに適した広さを有し、宿泊者等と従業員が直接面接することができる構造であること。 受付台の上方には、1メートル以上の高さの空間があること。 上方の空間 () m
	事務室等	必要に応じて、玄関帳場に接する事務室その他の宿泊者等との面接に係る事務を処理するための居室が設けられていること。	有・無	
	鍵等の収納設備	必要に応じて、玄関帳場に、客室を開閉するための鍵その他これに類するものを収納するための設備が設けられていること。	有・無	
	照明設備	玄関帳場及びその周辺に、宿泊者等との面接に適した照度を有する照明設備が設けられていること。	有・無	
	宿泊者名簿記載設備	玄関帳場に、宿泊しようとする者が宿泊者名簿に記載するための設備が設けられていること。	有・無	
	客室案内板等	客室の扉を自動的に施錠し又は開錠することができる装置と連動した客室案内板その他の設備であって玄関帳場での宿泊者等との面接を妨げる設備が設けられていないこと。	有・無	
	玄関帳場代替設備	宿泊者名簿を正確に記載する設備	宿泊者名簿の正確な記載を可能とする設備を備えていること。	有・無
鍵の適切な受渡しが可能となる設備		宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡しを可能とする設備を備えていること。	有・無	
管理事務所 (当該施設へおおむね10分以内で駆け付けることができる範囲内に、宿泊者等の確認を行うことができる事務所(管理事務所)を設けること。)		所在地 ()	別添書類 のとおり	
		施設への移動手段 ()		
管理事務所から施設までの移動に要する時間 () 分				
出入りの状況・本人確認を行う設備	施設への出入りの状況の確認を鮮明な画像により行うことができるビデオカメラその他の撮影機器(以下「ビデオカメラ等」という。)及び宿泊しようとする者の本人確認を鮮明な画像により行うことができるビデオカメラ等を設置すること。ただし、対面でのみ面接を行う施設については、本人確認用のビデオカメラ等の設置を要しない。	有・無		
通話機器	当該施設及び管理事務所に双方の間で連絡を取ることができる通話機器を設置すること。	有・無		
表示	当該施設の出入口に、当該施設の名称及び営業者名、管理事務所の所在地並びに事故が発生したときその他の緊急を要する事態が発生した場合に対応する者の連絡先が表示されていること。	有・無		
	管理事務所の出入口に、当該管理事務所が当該施設の一部である旨、当該施設の名称及び所在地並びに事故が発生したときその他の緊急を要する事態が発生した場合に対応する者の連絡先が表示されていること。			

構造設備の概要 (旅館・ホテル営業)	入浴設備	入浴設備の規模		入浴設備のない客室の数(定員)の合計室(人)			共同用の入浴設備の有・無 無の場合、近接の公衆浴場名()		
		共同用の入浴設備(設ける場合)	階	階	階	階	階	階	階
		男・女の別							
		外部からの見通し(見通せないこと。)	適・不適	適・不適	適・不適	適・不適	適・不適	適・不適	適・不適
		水着等の着用	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
		換気上有効な窓(換気上有効な機械換気設備)	有・無 (有・無)	有・無 (有・無)	有・無 (有・無)	有・無 (有・無)	有・無 (有・無)	有・無 (有・無)	有・無 (有・無)
		浴室(脱衣室を除く。)	床面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
			汚水が流入しない浴槽	適・不適	適・不適	適・不適	適・不適	適・不適	適・不適
	脱衣室	床面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
		衣類用保管設備 (入浴者ごとに区分して保管できるもの)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
		洗面設備	有(個)・無	有(個)・無	有(個)・無	有(個)・無	有(個)・無	有(個)・無	
	洗面設備	洗面設備の規模		洗面設備のない客室の数(定員)の合計室(人)			共同用の洗面設備の有・無		
		共同用の洗面設備(設ける場合)	階	階	階	階	階	階	
		設置場所(宿泊者の利用しやすい場所)		別添平面図のとおり					
		洗面器	材(不浸透性材料であること。)						
			流水受槽式	適・不適	適・不適	適・不適	適・不適	適・不適	適・不適
	便所	便所の規模		便所がない客室の数(定員)の合計室(人)			共同用の便所の有・無		
		方式(水洗式であること。)		式					
		共同用の便所(設ける場合)	階	階	階	階	階	階	
		男・女の別							
		流水式手洗い設備	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
		手指の消毒設備	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
		換気上有効な機械換気設備又は窓	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
	便器の個数	大便器	個	個	個	個	個	個	
		小便器	個	個	個	個	個	個	
	設置場所が法第3条第3項各号に掲げる施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲おおむね100mの区域内にある場合には、当該施設から客室又は客の接待をして客に遊興若しくは飲食をさせるホール若しくは客に射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。						有()・無		

		階	階	階	階	階	階	階
構造設備の概要 (旅館・ホテル営業室)	客室名及び表示の有無		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	性的好奇心をそそるおそれのある鏡、寝具その他の物品		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	出入口の構造 (宿泊者が自由に開閉できること。)		可・不可	可・不可	可・不可	可・不可	可・不可	可・不可
	客室内で宿泊料の支払いができる設備		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	床面の材質							
	床面積 (浴室・便所等を含む内法面積)		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	定員		人	人	人	人	人	人
	換気上有効な窓又は換気口 (換気上有効な機械換気設備)		有・無 (有・無)	有・無 (有・無)	有・無 (有・無)	有・無 (有・無)	有・無 (有・無)	有・無 (有・無)
	直接外気に接する採光窓		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	寝室	床面積(内法面積) (1人当たり3㎡以上であること。)	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	浴室・便所等を除く。)	寝具	寝台敷き布団の別	寝台敷き布団	寝台敷き布団	寝台敷き布団	寝台敷き布団	寝台敷き布団
		寝具	寝具の大きさの別	幅1.4m未満 (個) 幅1.4m以上 (個)	幅1.4m未満 (個) 幅1.4m以上 (個)	幅1.4m未満 (個) 幅1.4m以上 (個)	幅1.4m未満 (個) 幅1.4m以上 (個)	幅1.4m未満 (個) 幅1.4m以上 (個)
更衣戸棚又はこれに類するもの		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
入浴設備	入浴設備の有無		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
	客室外部からの見通し (見通せないこと。)		適・不適	適・不適	適・不適	適・不適	適・不適	
	水着等の着用		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
	換気上有効な窓(換気上有効な機械換気設備)		有・無 (有・無)	有・無 (有・無)	有・無 (有・無)	有・無 (有・無)	有・無 (有・無)	有・無 (有・無)
洗面設備	材質 (不浸透性材料であること。)							
	流水受槽式		適・不適	適・不適	適・不適	適・不適	適・不適	
便所	便所の有無		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
	換気上有効な機械換気設備又は窓		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	

構 造 設 備 の 概 要 (簡 易 宿 所 営 業)	施 設	構 造	施設は、玄関、客室その他宿泊者等の用途に供する施設を一体的に管理することができる構造であること。	適・不適	
			共同住宅の一部で旅館業を営む場合にあっては宿泊者の区画と共同住宅の住民の区画とを明確にすること。	適・不適	
			旅館業を営む者が当該共同住宅の共用部分であって、かつ、宿泊者が使用できる部分の管理を行うことができる。	可・不可	
	設	排 水 設 備	有 () ・ 無		
	一 般		施設の外壁、屋根等の外観の形状、色彩等	別添 立面図 の と お り	
			施設の外部の広告物	別添 立面図 の と お り	
		給 水 設 備	上水道〔受水槽 有 (t) ・ 無〕 その他 [] 別添書類のとおり	飲用 [適・不適]	
	造 設 備 の 概 要 (簡 易 宿 所 営 業)	設 備	寝具類の保管設備	〔客室外の適当な場所に、当該施設の規模及び収容人員〕 設置場所 に応じた量の寝具類を衛生的に保管することができ る保管室又はこれに類する収納設備を有すること。	有 [] ・ 無
			駐車施設、玄関帳場及び個々の客室の位置関係	駐車施設から玄関帳場を経由せず直接個々の客室へ出入りすることのできる構造でないこと。	別添平面図 のとおり
			設置場所	宿泊者等の出入りを直接確認できる場所に設けられていること。	
			設置箇所数	1施設につき1箇所とすること。ただし、当該施設の規模その他の事情を考慮して、宿泊者等の出入りを直接確認する上で支障がないと認められる場合は、この限りでない。	() 箇所
		関	見 通 し	玄関帳場及びその周辺には、宿泊者等の出入りを容易に見通すことができなくなるようなカーテン、囲い等が設けられていないこと。	別添展開図 のとおり
			受 付 台	玄関帳場の受付台は、事務を執るのに適した広さを有し、宿泊者等と従業員が直接面接することができる構造であること。 受付台の上方には、1メートル以上の高さの空間があること。 上方の空間 () m	
		帳 場	事 務 室 等	必要に応じて、玄関帳場に接する事務室その他の宿泊者等との面接に係る事務を処理するための居室が設けられていること。	有・無
			鍵 等 の 収 納 設 備	必要に応じて、玄関帳場に、客室を開閉するための鍵その他これに類するものを収納するための設備が設けられていること。	有・無
照 明 設 備			玄関帳場及びその周辺に、宿泊者等との面接に適した照度を有する照明設備が設けられていること。	有・無	
宿 泊 者 名 簿 記 載 設 備			玄関帳場に、宿泊しようとする者が宿泊者名簿に記載するための設備が設けられていること。	有・無	
客 室 案 内 板 等	客室の扉を自動的に施錠し又は開錠することができる装置と連動した客室案内板その他の設備であって玄関帳場での宿泊者等との面接を妨げる設備が設けられていないこと。		有・無		
帳 場 代 替 設 備	管 理 事 務 所	所在地 ()	別添書類 のとおり		
		〔当該施設へおおむね10分以内で駆け付けることができる範囲内に、宿泊者等の確認を行うことができる事務所（管理事務所）を設けること。〕 施設への移動手段 ()			
		管理事務所から施設までの移動に要する時間 () 分			
	出入りの状況・本人確認を行う設備	施設への出入りの状況の確認を鮮明な画像により行うことができるビデオカメラその他の撮影機器（以下「ビデオカメラ等」という。）及び宿泊しようとする者の本人確認を鮮明な画像により行うことができるビデオカメラ等を設置すること。ただし、対面でのみ面接を行う施設については、本人確認用のビデオカメラ等の設置を要しない。	有・無		
通 話 機 器	当該施設及び管理事務所に双方の間で連絡を取ることができる通話機器を設置すること。	有・無			
表 示	当該施設の出入口に、当該施設の名称及び事業者名、管理事務所の所在地並びに事故が発生したときその他の緊急を要する事態が発生した場合に対応する者の連絡先が表示されていること。 管理事務所出入口に、当該管理事務所が当該施設の一部である旨、当該施設の名称及び所在地並びに事故が発生したときその他の緊急を要する事態が発生した場合に対応する者の連絡先が表示されていること。	有・無			

構造設備の概要 (簡易宿所営業)	入浴設備	入浴設備の規模		入浴設備のない客室の数(定員)の合計室(人)			共同用の入浴設備の有・無 無の場合、近接の公衆浴場名()		
		共同	階	階	階	階	階	階	階
		用	男・女の別						
		の	外部からの見通し (見通せないこと。)	適・不適	適・不適	適・不適	適・不適	適・不適	適・不適
		入浴	水着等の着用	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
		設備	換気上有効な窓 (換気上有効な機械換気設備)	有・無 (有・無)	有・無 (有・無)	有・無 (有・無)	有・無 (有・無)	有・無 (有・無)	
		設ける場合)	浴室 (脱衣室を除く。)	床面積	m ²	m ²	m ²	m ²	
				汚水が流入しない浴槽	適・不適	適・不適	適・不適	適・不適	
			脱衣室	床面積	m ²	m ²	m ²	m ²	
		衣類用保管設備 入浴者ごとに区分して 保管できるもの		有・無	有・無	有・無	有・無		
	洗面設備	有(個)・無		有(個)・無	有(個)・無	有(個)・無			
	洗面設備	洗面設備の規模		洗面設備のない客室の数(定員)の合計室(人)			共同用の洗面設備の有・無		
		共同	階	階	階	階	階	階	
		用の洗面設備(設ける場合)	設置場所 (宿泊者の利用しやすい場所)	別添平面図のとおり					
		洗面器	材 (不浸透性材料であること。)						
			流水受槽式	適・不適	適・不適	適・不適	適・不適	適・不適	
	便所	便所の規模		便所がない客室の数(定員)の合計室(人)			共同用の便所の有・無		
		方	(水洗式であること。)	式					
		共同用の便所(設ける場合)	階	階	階	階	階	階	
			男・女の別						
流水式手洗い設備			有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		
手指の消毒設備			有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		
換気上有効な機械換気設備又は窓			有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		
便器の個数	大便器		個	個	個	個	個		
	小便器	個	個	個	個	個			

構造設備の概要(下宿営業)	施設	構 造	施設は、玄関、客室その他宿泊者等の用途に供する施設を一体的に管理することができる構造であること。		適・不適					
			共同住宅の一部で旅館業を営む場合にあっては宿泊者の区画と共同住宅の住民の区画とを明確にすること。		適・不適					
			旅館業を営む者が当該共同住宅の共用部分であって、かつ、宿泊者が使用できる部分の管理を行うことができる。		可・不可					
	一般	排 水 設 備	有 () ・ 無							
			施設の外壁、屋根等の外観の形状、色彩等		別添 立面図のとおり					
			施設の外部の広告物		別添 立面図のとおり					
			給 水 設 備		上水道〔受水槽 有 (t) ・ 無〕		飲用 [適 ・ 不適]			
			その他 { }		別添書類のとおり					
	入浴設備	共同用の入浴設備(設ける場合)	入浴設備のない客室の数(定員)の合計		共同用の入浴設備の有・無					
			室 () 人		()					
			階		階	階	階	階	階	
			男 ・ 女 の 別		用	用	用	用	用	
			外部からの見通し(見通せないこと。)		適・不適	適・不適	適・不適	適・不適	適・不適	
			水着等の着用		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
			換気上有効な窓(換気上有効な機械換気設備)		有・無(有・無)	有・無(有・無)	有・無(有・無)	有・無(有・無)	有・無(有・無)	
			浴室(脱衣室を除く。)	床面積		m ²	m ²	m ²	m ²	
				汚水が流入しない浴槽		適・不適	適・不適	適・不適	適・不適	
			脱衣室	床面積		m ²	m ²	m ²	m ²	
				衣類用保管設備〔入浴者ごとに区分して保管できるもの〕		有・無	有・無	有・無	有・無	
				洗面設備		有(個)・無	有(個)・無	有(個)・無	有(個)・無	
洗面設備	共同用の洗面設備(設ける場合)	洗面設備のない客室の数(定員)の合計		共同用の洗面設備の有・無						
		室 () 人								
		階		階	階	階	階	階		
		設置場所(宿泊者の利用しやすい場所)		別添 平面図のとおり						
洗面器	洗面器	材 料 〔不浸透性材料であること。〕								
		流水受槽式		適・不適	適・不適	適・不適	適・不適	適・不適		

構造設備の概要（下宿営業）	便 所	便 所 の 規 模		便所がない客室の数（定員）の合計 室（ 人）			共同用の便所の有・無		
		方 式		方式 水洗式・その他（ 、 ）					やむを得ない理由
	共同用の便所（設ける場合）	階		階	階	階	階	階	階
		男 ・ 女 の 別							
		流 水 式 手 洗 設 備		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
		手 指 の 消 毒 設 備		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
		換 気 上 有 効 な 機 械 換 気 設 備 又 は 窓		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
		便器の個数	大 便 器		個	個	個	個	個
小 便 器			個	個	個	個	個	個	

		階	階	階	階	階	階		
構造設備の概要	客室名及び表示の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		
	性的好奇心をそそるおそれのある鏡、寝具その他の物品	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		
	出入口の構造 (宿泊者が自由に開閉できること。)	可・不可	可・不可	可・不可	可・不可	可・不可	可・不可		
	客室内で宿泊料の支払いができる設備	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		
	床面の材質								
	床面積 (浴室・便所等を含む内法面積)	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		
	定員	人	人	人	人	人	人		
	換気上有効な窓又は換気口 (換気上有効な機械換気設備)	有・無 (有・無)	有・無 (有・無)	有・無 (有・無)	有・無 (有・無)	有・無 (有・無)	有・無 (有・無)		
	直接外気に接する採光窓	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		
	寝室(浴室・便所等を除く。)の床面積(内法面積) (簡易宿所営業にあつては1人当たり2.25m ² 以上、下宿営業にあつては1人当たり4.5m ² 以上)	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		
簡易宿所営業及び下宿営業	寝具	寝台・敷き布団の別	寝台 敷き布団	寝台 敷き布団	寝台 敷き布団	寝台 敷き布団	寝台 敷き布団	寝台 敷き布団	
		大きさの別	幅1.4m未満 (個) 幅1.4m以上 (個)	幅1.4m未満 (個) 幅1.4m以上 (個)	幅1.4m未満 (個) 幅1.4m以上 (個)	幅1.4m未満 (個) 幅1.4m以上 (個)	幅1.4m未満 (個) 幅1.4m以上 (個)	幅1.4m未満 (個) 幅1.4m以上 (個)	
	式	階	台	台	台	台	台	台	
		層	層	層	層	層	層	層	
		(2層式であること。)							
		上段と下段の間隔 (おおむね1m以上あること。)		m	m	m	m	m	m
		上段と上方の空間 (おおむね1m以上あること。)		m	m	m	m	m	m
		堅固な階段又ははしご (上段寝台)		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	設ける	照明設備	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
		構造 (衛生的な空気環境を保つことができる構造であること。)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
幅 (0.9m以上であること。) 長さ (1.8m以上であること。)		m m	m m	m m	m m	m m	m m		
入浴設備	入浴設備の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		
	客室外部からの見通し (見通せないこと。)	適・不適	適・不適	適・不適	適・不適	適・不適	適・不適		
	水着等の着用	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		
	換気上有効な窓 (換気上有効な機械換気設備)	有・無 (有・無)	有・無 (有・無)	有・無 (有・無)	有・無 (有・無)	有・無 (有・無)	有・無 (有・無)		
洗面設備	材 (不浸透性材料であること。)								
	流水受槽式	適・不適	適・不適	適・不適	適・不適	適・不適	適・不適		
	便所	洋・和	洋・和	洋・和	洋・和	洋・和	洋・和		
	換気上有効な機械換気設備又は窓	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の神戸市旅館業法施行細則様式第1号の様式による用紙は、当分の間、なお使用することができる。